

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成24年6月21日(2012.6.21)

【公表番号】特表2011-521429(P2011-521429A)

【公表日】平成23年7月21日(2011.7.21)

【年通号数】公開・登録公報2011-029

【出願番号】特願2011-510640(P2011-510640)

【国際特許分類】

H 01 R 9/16 (2006.01)

【F I】

H 01 R 9/16 1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成24年4月27日(2012.4.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

貫通している開口を規定しているハウジングと、

前記開口を貫通して延び、外面に、前記開口内に位置され、約31μmないし約250μmの深さを有する周縁の凹部を有する少なくとも1つの電流伝導ピンと、

前記周縁の凹部及び前記開口を十分に充填し、前記ピンと前記ハウジングとの間にシールを与えるために、前記少なくとも1つの電流伝導ピンと前記ハウジングとの両方に融着されるシーリングガラスと、を具備する電力端子フィードスルー。

【請求項2】

前記少なくとも1つの電流伝導ピンは、前記電流伝導ピンの長手方向に沿って離間された2つの周縁のノッチを規定している請求項1の電力端子フィードスルー。

【請求項3】

前記周縁のノッチの間の間隔は、約3mmである請求項2の電力端子フィードスルー。

【請求項4】

前記周縁のノッチの深さは、約31μmないし約188μmの範囲にある請求項2の電力端子フィードスルー。

【請求項5】

前記周縁のノッチの深さは、約31μmないし約100μmの範囲にある請求項2の電力端子フィードスルー。

【請求項6】

前記電流伝導ピンの直径に対する前記周縁のノッチの前記深さの比率は、約0.0135ないし約0.0826である請求項2の電力端子フィードスルー。

【請求項7】

前記周縁の凹部は、前記電流伝導ピンの長手方向に沿って約3mmの幅を規定している請求項1の電力端子フィードスルー。

【請求項8】

前記周縁の凹部は、前記電流伝導ピンの径方向に沿って約150μmの深さを規定している請求項7の電力端子フィードスルー。

【請求項9】

前記電流伝導ピンの直径に対する前記周縁の凹部の深さの比率は、約0.006以下で

ある請求項 8 の電力端子フィードスルー。

【請求項 10】

前記電流伝導ピンは、約 3 . 0 mm の幅を有する回転溝の形態の 1 つの凹部のみを規定している請求項 1 の電力端子フィードスルー。

【請求項 11】

前記電流伝導ピンは、この電流伝導ピンの長手方向に沿って延びたミクロな亀裂を規定しており、

前記周縁の凹部は、前記ミクロな亀裂を横切っている請求項 1 の電力端子フィードスルーニー。

【請求項 12】

前記シーリング材料は、前記ミクロな亀裂を分断するように、前記周縁の凹部中に形成された突出部を有する請求項 12 の電力端子フィードスルー。

【請求項 13】

貫通している開口を規定しているハウジングと、

前記開口を貫通して延び、外面及び 2 つの周縁のノッチを規定している少なくとも 1 つの電流伝導ピンと、

前記周縁のノッチ及び前記開口を十分に充填し、前記少なくとも 1 つの電流伝導ピンと前記ハウジングとの間にシールを与えるために、前記少なくとも 1 つの電流伝導ピンと前記ハウジングとの両方に融着されるシーリングガラスと、を具備し、

前記少なくとも 1 つの電流伝導ピンには、

ミクロな亀裂が、前記ピンの前記外面に形成され、前記ピンの長軸線に沿った方向に延びてあり、前記周縁のノッチは、前記開口内に位置され、約 31 μm ないし約 100 μm の深さを有しており、前記周縁のノッチは、前記ピンの前記長軸線に沿って約 3 mm の間隔で離間されている、電力端子フィードスルー。

【請求項 14】

貫通している開口を規定しているハウジングと、

前記開口を貫通して延び、外面及び周縁の凹部を規定している少なくとも 1 つの電流伝導ピンと、

前記周縁の凹部と前記開口とを十分に充填し、前記少なくとも 1 つの電流伝導ピンと前記ハウジングとの間にシールを与えるために、前記少なくとも 1 つの電流伝導ピンと前記ハウジングとの両方に融着されるシーリングガラスと、を具備し、

前記少なくとも 1 つの電流伝導ピンには、

前記ピンの前記外面に形成され、前記ピンの長軸線に沿った方向に延びたミクロな亀裂があり、前記周縁の凹部は、前記開口内に位置され、前記ミクロな亀裂を横切っており、前記周縁の凹部は、約 150 μm 以下の深さと、前記電流伝導ピンの前記長軸線に沿った方向に測定されるような約 3 mm の幅と、を有する、電力端子フィードスルー。